

「地酒で乾杯条例」制定への提言書

鳥取県経済同友会東部地区
代表幹事 米原 正明

(一社) 鳥取県物産協会
会 長 小谷 寛

鳥取県酒造組合
会 長 岡空 晴夫

【提言文】

鳥取県には地場産業であり、歴史と伝統に培われた酒造会社が数多くあります。

しかし、近年日本酒の消費が低迷し、各酒造会社は苦戦を強いられています。

平成27年度は地方創生元年として位置づけられており、地場産業である酒造会社の活性化を促し、「地販地消」を推進することも地方創生の一環であると考えます。

このことから、県民市民町民がこぞって地酒の普及販売を支援する契機として、各自治体においては「地酒で乾杯する条例」を制定されるよう提言します。

また、このことにより、地酒文化の普及、農林水産品や焼物など郷土の特産品を活用した郷土料理の普及・開発にもつながり、一石二鳥以上の効果が期待できます。

【提言説明】

- 1 平成25年1月1日に京都市が「清酒の普及促進に関する条例」を制定したのを皮切りにして、この2～3年間に全国の自治体で「乾杯条例」が次々と制定されています。
- 2 「乾杯条例」を制定している自治体の多くは日本酒の名産地ですが、焼酎やワインといった酒類、ユニークなものとしては牛乳の消費拡大を狙った応援条例（北海道中標津町）まであります。
- 3 鳥取県は東中西部でそれぞれ特色のある酒造りが行われており、それに合わせて酒造好適米の生産にも力を入れているところです。しかしながら、現状では日本酒の消費量が年々減少し、地域にとって重要な産業である酒造り（酒蔵）に大きな影響が出てきています。
- 4 地元日本酒の普及促進を図るためには、酒米生産者、酒の蔵元、酒販小売店、消費者まで地域が一体となって取り組む必要がありますが、地元産の日本酒の製造販売の応援する意味合いで、それぞれの自治体で「乾杯条例」を制定することにより、地酒を応援する契機となります。
- 5 また、地酒文化の普及のみならず、地場の農林水産品を使った郷土料理の普及、地場の有名な焼物や郷土文化の普及や開発にも繋がることとなります。
- 6 鳥取県及び県内各自治体が早急に「地酒で乾杯する条例」を制定されるように提言します。